

公用車使用基準と公費での議員パーティー参加について 私費参加は公職選挙法違反？

首長による公用車利用の在り方や、議員パーティーへの公費支出が各地で問題になっています。今回は新聞記者と弁護士によるQ&A方式でその対応を考えてみたいと思います。

A 新聞記者Bさん

今日は大学の後輩ということで教えを請いに来ました。C市の市長のDさんは、とてもゴルフが好きで、先日の日曜日朝からゴルフをして、ゴルフ場に市長公用車を迎えに来させてさうです。市長公舎以外の所に公用車呼び寄せるのはおかしくありませんか？しかもゴルフ場からE市にある温泉街で開催されたC市観光協会主催の懇親会に直行して

市長として挨拶したまでは良いのですが、懇親会の席でさんざん会食して、待たせていた公用車に乗って公舎に戻ったんですよ。これって、市長の職権濫用なのではないですか？

弁護士 市長公用車というのは、公務遂行のために市長が出発地から目的地まで移動するために使用されるものですから、出発地がゴルフ場であること自体は問題ではなく、目的地におけるC市観光協会主催

の懇親会出席が公務であるかどうか問題となります（注1）。

B記者 懇親会場でDさんが会食したことも公務なのですか？ 懇親会などは単なる飲み会で、公務とは無関係では……。

弁護士 C市観光協会は、C市の観光事業の振興発展と観光客の誘致に努め、産業の発展に寄与することを目的とする団体ですから、Dさんが懇親会で観光協会構成員と意見交換することは十分積極的な意義があるといえます（注2）。

B記者 しかし、Dさんが誰かと意見交換することで、すべてが公務扱

Profile



佐々木 泉頭（ささき・もとあき）

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
 弁護士法人佐々木総合法律事務所
 TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
 ・北海道町村会顧問
 ・一般社団法人札幌市医師会顧問
 ・北海道教育委員会顧問

いになるのであれば、たとえばC市議員の結婚式出席などもすべて公務になって、公用車の使用が認められてしまうのではありませんか？

弁護士 結婚式への出席は、職場の上司としての招待に応じるものですから、あくまでも個人としての儀礼に属するもので公務としては認められません。この点について首長は十分注意すべきです（注3）。

B記者 国会議員の政治資金パーティー出席の場合はどうですか？

弁護士 C市長が地元国会議員のパーティーに出席することは、市政と国政が密接な関連を有する上

B記者 しかし、国会議員のパーティー券購入について公金使用を違法と断じた大阪高裁の裁判例もあるのではありませんか？（注4）。

B記者 公費支出に関する判例はどうなっていますか？

上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることとは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に伴件するものとして許容されるというべきである」と判定していますし、B君が引用している大阪高裁判決の後に、国会議員の国政報告会における東京都品川区の公金使用を適法とした東京地裁平成十五年一月一六日判決が出され、その判断が東京高裁、最高裁でも維持されていることから考えれば（注5）、金額の妥当性の問題以外は、公金使用について基本的に容認するのが裁判所のスタンスと考えられます。

B記者 公職選挙法違反の問題は、主じないのですか？

弁護士 公職選挙法一九九条の二は、公職にある者等の寄附を禁止する規定ですが、公金支出は、C市の予算措置に基づき、C市を代表して市長という機関の名で行われており、Dさん個人がした寄付ではありませんので該当しません（注6）。ま

解説

注1 神戸地裁平成二十四年六月二日判決は、「市長公用車が、市長が出發地から目的地まで移動するために使用されるものであることに照らすと、その使用が公務の遂行に必要なものか否かの判断は、まずは目的地における活動が公務が否かによるべきであり、出發地の属性は基本的にその関係がなく、出發地がゴルフ場であることからその公務の遂行のために必要がないということではない。」と示すところ。

注2 東京高裁平成三年九月一六日判決は「確かに懇親会という場が意見交換等のためにどれほど有用であるかについては疑問もあがあるが、非公式の会合であるからこそ得たり伝

えたりすることができ意見や情報もない
とはいえず、市長が公式の会合に加えて、ス
ケジュールが空いている限り、公的な団体の
招待に応じて、懇親会に出席し、非公式の意
見交換等に努めることは、市にとって意味が
ないということではない。」と判示している。
注3 上記東京高裁判決は、市長の結婚式出

席については、市長として招かれたとしても、職場の上司としての招きであるとして公務性を否定し、市長が私的な宴会において市の現状等を出席に促したとしても、そのことから直ちに、その行為が公務に当たるといふことは出ないことが明らかである」と判示し、結婚式の出席が公務や公務の合間に止れるために、その送迎に公用車を使用することが、前後の公務にとつて必要であるなどいう場合を除けば、結婚式会場への公用車による送迎は、行政上必要な業務又はこれに準ずる業務には当たらないと結論づけているので要注意である。

注4 大原高裁平成 4 年 11 月 3 日判決は、行政の政治的中立性を害する行為として支出を違法とした。

注5 品川区長交際費支出損害賠償請求住民訴訟事件（判例地方自治一五五号三頁）では、ホテル開催の国政報告会等の場合、開催場所において提供される飲食の経費、他の会合において支出した金額との均衡等を勘案して、五十千円～一百万円の支出を相当額としてる。

注6 市長交際費に関する住民訴訟事件（横浜地裁平成一五年三月一九日判決、判例地方自治一四六号二八頁）。なお、首長個人が私費で支払えば、公職選挙法違反の問題が生じかねないことに留意されたい。

59 PRACTICE 2014.5